

第 36 回全国産業教育フェア佐賀大会視察に係る宿泊・輸送等計画 作成業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

全国産業教育フェアは、文部科学省が、都道府県教育委員会やその他産業教育に関係する団体等との共催により開催し、専門高校の学習意欲向上と魅力発信を通じて、新しい時代へ向けて産業教育の活性化を目指す行事である。

本業務は、令和 9 年（2027 年）に愛媛県で開催される第 37 回全国産業教育フェア愛媛大会に向け、令和 8 年 10 月 24 日（土）、25 日（日）に開催される「第 36 回全国産業教育フェア佐賀大会」に次期開催県として参加するに当たり、視察に伴う参加者の宿泊・輸送等に係る計画を作成するため、公募型プロポーザル方式により企画案を募集し、優れた企画力や遂行力を持つ委託事業者を選定することを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 業 務 名 第 36 回全国産業教育フェア佐賀大会視察に係る宿泊・輸送等計画作成業務
- (2) 業務内容 別紙「第 36 回全国産業教育フェア佐賀大会視察に係る宿泊・輸送等計画作成業務委託仕様書」のとおりに従う
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日より令和 8 年 11 月 30 日まで（予定）
- (4) 委託金額の上限額 5, 290 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

参加資格を有するのは、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

ただし、共同企業体により参加する場合は、構成する者のいずれかにおいて次の(1)から(3)の要件を満たし、さらに、(4)から(9)までの要件を構成する全ての者が満たしていること。

- (1) 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条に基づく「第 1 種旅行業者」又は「第 2 種旅行業者」の登録を受けた者であること。
- (2) 過去 2 年間（令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）に、国、地方公共団体、学校等と、同種又は類似の宿泊・輸送等の計画作成等の受託実績があること。
- (3) 愛媛県内に営業所等を有していること。
- (4) 令和 8～10 年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録済みであること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中にないこと。
- (7) 役員等又は経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者（愛媛県暴力団排除条

例（平成 22 年愛媛県条例第 24 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する暴力団員等を含む。)) でないこと。

- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 愛媛県税の滞納がないこと。

4 募集要領及び仕様書の配布

募集要領及び仕様書については、窓口又は郵送等での配布は行わないため、県ホームページ（URL：<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/150948.htm>）からダウンロードすること。

5 プロポーザルへの参加申込み

本プロポーザルへの参加を予定する場合は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

①	プロポーザル参加表明書兼誓約書(様式 1)	1 部
②	会社概要(様式 2)	1 部
③	過去の同種又は類似業務の受注実績(様式 3)	1 部
④	〔共同企業体の場合のみ〕 共同企業体構成員届出書（様式 4）	1 部
⑤	〔共同企業体の場合のみ〕 共同企業体協定書等の写し(任意様式)※参考様式あり	1 部

※共同企業体の場合、②及び③の書類については構成企業ごとに 1 部提出すること。

- (2) 提出期限 令和 8 年 7 月 15 日（水）午後 5 時まで（必着）
- (3) 提出方法 郵送又は持参により提出すること。
なお、郵送の場合は配達記録が残る書留等とする。持参する場合は、閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- (4) 提出先 〒790-8570
愛媛県松山市一番町 4 丁目 4-2
第 37 回全国産業教育フェア愛媛大会準備委員会事務局
（愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課内）
- (5) 参加申込後の辞退
参加表明書等を提出した者が都合により参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

6 プロポーザル等に関する質問

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（様式5）を提出すること。

- (1) 提出期間 令和8年7月21日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 電子メールで提出し、送信した旨を電話で連絡すること。
口頭又は電話による質問は受け付けない。
- (3) 提出先 第37回全国産業教育フェア愛媛大会準備委員会事務局
 - ・メール宛先：sanfair2027@ml.esnet.ed.jp
 - ・メール件名：【法人名】（質問）第36回全国産業教育フェア佐賀大会視察に係る宿泊・輸送等計画
- (4) 回答方法 質問書に対する回答は、質疑応答集を作成し、全ての参加表明者に電子メールで送付する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。なお、質問の趣旨について、質問者へ問い合わせを行うことがある。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①	企画提案書（任意様式）	7部
②	業務実施スケジュール（様式6）	7部
③	業務実施体制（様式7）	7部
④	主任担当者等の経歴等（様式8）	7部
⑤	主任担当者等の同種又は類似の宿泊・輸送等計画の業務実績（様式9）	7部
⑥	業務受託見積書（任意様式）	7部

※②及び③については、記載すべき内容が盛り込まれていれば任意様式でも可とする。

- (2) 提出期限 令和8年8月3日（月）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 上記5の(4)と同様
- (4) 提出先 上記5の(4)と同様
- (5) 提出書類の記載要領

①企画提案書（任意様式）

- ・本業務の具体的な実施内容について、仕様書に基づき、企画提案書を提出すること。なお、提案のイメージが理解しやすいように、イラスト、絵、写真等を使用しても構わない。
- ・企画提案に際しては、委託金額に影響を与えない範囲の内容で行うこと。
- ・可能な限り少ない費用で、最大限の効果をもたらす計画とすること。

②業務実施スケジュール（様式6）

- ・企画提案書の内容を実施する場合のスケジュール、作業工程等を記載すること。
- ③業務実施体制（様式7）
 - ・配置予定の主任担当者等の氏名、業務内容を記載すること。また、共同企業体による参加の場合には、構成員の業務分担を記載すること。
- ④主任担当者等の経歴等（様式8）
 - ・配置予定の主任担当者等の保有資格、経歴、手持ち業務量等を記載すること。なお、配置予定者1名につき1枚に記載すること。
- ⑤主任担当者等の同種又は類似の宿泊・輸送等計画の業務実績（様式9）
 - ・配置予定者が過去に従事した同種又は類似の宿泊・輸送等計画の業務実績について、記載すること。なお、配置予定者1名につき1枚に記載すること。
- ⑥業務受託見積書（任意様式）
 - ・本委託業務を履行するための経費を算出し、見積書を提出すること。様式は特に定めないが、明細等をできる限り明らかにすること。なお、項目ごとの価格は消費税及び地方消費税込み（10%）とする。

(6) 記載留意事項

- ①企画提案は、1提案者につき1提案とする（複数提案は不可）。
- ②読みやすい文字の大きさとなるよう留意すること。
- ③言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法の法定計量単位によるものとする。
- ④用紙は原則としてA4サイズ(縦)とすること。A3サイズを使用する場合には、A4サイズに揃うように折ること。
- ⑤企画提案書はA4サイズで50ページ以内(表紙を含む)とする。
なお、A3サイズを使用する場合には、A4サイズ2ページとしてカウントする。

8 プレゼンテーションの実施

- (1) 日 時 令和8年8月下旬
(プレゼンテーション実施対象者に別途通知する。)
- (2) 場 所 松山市内（プレゼンテーション実施対象者に別途通知する。）
- (3) 出席者 配置予定の主任担当者1名、総括責任者1名とし、その他2名までの出席を認める。
なお、プレゼンテーションは主任担当者又は総括責任者が行うこと。
- (4) 実施時間 プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度とする。
- (5) 実施方法
 - ①説明は企画提案書により行うこと。
なお、必要に応じて資料をモニターに投影することができるが、投影資料は企画提案書の中から抜粋すること。

- ②プレゼンテーションの場で新たな資料の配布は認めない。
- ③パソコンを使用する場合は当日持参し、担当者の責任で操作すること。
なお、モニターは事務局が用意する。
- ④プレゼンテーションの順番はくじ引きにより決定する。

9 審査及び選定方法

選考方法の詳細は、本準備委員会が設置する審査会で決定する。

プレゼンテーション後、審査員が審査基準に基づき評価・採点し、その点数を合計して順位を付け、最高順位の者を最優秀提案者として選定する。

審査会における審査基準及び配点は、審査要領に基づき採点する。

なお、企画提案者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に最優秀提案者として選定する。6割に満たない場合又は応募者がいない場合には、再度公募を実施する。

10 審査結果

- (1) 審査結果は、全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 審査経緯は公表しない。
- (3) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

11 公正な企画提案公募（プロポーザル）の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 契約の締結

上記9により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含むものとする。

協議が不調のときは、上記9により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。

13 契約保証金

地方自治法施行令第 167 条の 16 の規定に準じ、契約保証金として契約金額の 10 分の 1 以上の金額を納付しなければならない。

ただし、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 154 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する場合がある。

14 その他

- (1) 企画提案書等の提出が期限に遅れた場合又は審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。
- (2) 上記 3 の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた提案書等は、無効とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等の提出期限後は、記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書等に記載した配置予定の主任担当者及び総括責任者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事情が生じた場合は、あらかじめ事務局の了解を得た上で、同等以上の担当者に変更することができる。選定された提案者の企画提案書に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、第 37 回全国産業教育フェア愛媛大会準備委員会に帰属するものとする。
- (5) 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- (6) 本プロポーザルで収集した個人情報については本業務以外には利用しない。
- (7) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

15 問い合わせ先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町 4 丁目 4-2

第 37 回全国産業教育フェア愛媛大会準備委員会事務局

（愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課内）

担当：園部 真子

TEL：089-912-2951 FAX：089-912-2949

E-mail：sanfair2027@ml.esnet.ed.jp